

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、長野県財務規則（昭和 42 年規則第 2 号。以下「規則」という。）及び本件調達に係る一般競争入札の公告（以下「入札公告」という。）のほか、入札に参加しようとする者（代理人を含む。以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項について説明したものです。

1 一般的事項

- (1) 競争参加者は、入札公告等及び入札説明書を熟覧し、承諾の上で入札に参加してください。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、別記 5 に掲げる者に説明を求めることができます。ただし、入札書提出後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 競争参加者は、入札に関して要した費用は、すべて当該競争参加者が負担してください。
- (4) 競争参加者は、入札に際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。

2 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 医療用ガス設備（酸素・窒素マニホールド）更新ほか工事
- (2) 工事箇所名 長野県立総合リハビリテーションセンター
- (3) 入札公告の日付 令和 3 年 8 月 31 日（火）

3 競争入札参加者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項又は規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止を受けている者でないこと。
- (4) 解体工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。
 - ア 長野県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
 - イ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

4 入札参加資格の審査

競争参加者は、別紙 1 による入札参加資格申請書を令和 3 年 8 月 25 日（水）午後 2 時までに持参又は郵送により提出してください。

なお、不備事項については開札日の前日までに、競争参加者の負担において完全な説明をしてください。

い。

5 代理人による入札

代表者は、代理人を定め代理人に入札をさせることができます。

入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、別紙2による委任状を提出しなければなりません。

なお、競争参加者及びその代理人は、同一入札に係る他の競争参加者の代理人になることができません。

6 入札保証金

入札保証金とは、入札に当り競争参加者があらかじめ長野県に納付する保証金をいい、落札者が契約を締結しない場合に、納付した保証金は県に帰属します。

(1) 競争参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、入札書提出時までには納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、その納付を免除します。

ア 競争参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。

(2) 予算執行者は、一般競争入札申込書の提出があったときは、入札保証金の納付免除の有無を審査するものとし、納付が必要な競争参加者には、その旨通知します。なお、予算執行者が審査に必要なときは、資料等の提出を求める場合があります。

(3) (1)の入札保証金に代わる担保の種類及び価額は、別表に掲げるとおりとします。

(4) (1)の入札保証金の額又は担保の価額は、見積もった金額の100分の5に相当する金額以上とします。

(5) 入札保証金等の納付方法は次のとおりとします。

ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提示してください。

イ 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出してください。

なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付してください。

また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付してください。

ウ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を入札書提出時までには寄託してください。

(6) 開札を行い落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付します。また、落札者が納付した入札保証金等は契約の締結後にこれを還付するものとし、

(7) 競争参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、別紙3による請求書を提出するものとし、予算執行者は、競争参加者から適法な請求書を受領したときは、その日から14日以内に入札保証金を支払うものとし、

(8) 落札者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとし、また、入札保証金の全部又は一部の納付を免除した場合においては、(4)により算定される金額を満たす最低金額から、既に納付された金額を差し引いた額を徴収するものとし、

(9) 入札保証金には、利子を付さないものとします。

7 入札

競争参加者は、次のとおり入札書を作成し提出してください。

入札書を提出する前であれば、入札申込書を提出した者であっても、特に届け出ることなく入札を辞退することができます。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。

(1) 競争参加者は、次のとおり入札書を作成してください。

ア 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

イ 入札書の様式は、別紙4のとおりとし、次の事項を記載してください。

(ア) 調達件名

(イ) 入札金額（単価契約の場合は単価を記入してください。）

(ウ) 入札者及び押印

a 代表者が入札する場合

法人の住所、名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人の住所及び氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

b 代理人が入札する場合

法人の住所、名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人（委任者）の住所及び氏名）、代理人であることの表示並びに代理人の氏名及び押印

ウ 競争参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしてください。

エ 入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとします。また、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等の契約条件に基づき十分考慮して入札金額を見積もってください。

なお、落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、競争参加者は、消費税に係る課税事業者であるのか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、契約種別が総価契約のものにあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

(2) 競争参加者は、次のとおり入札書を提出してください。

ア 競争参加者は、入札書を直接提出してください。郵便、電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札書は受理しません。

イ 競争参加者は、その提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しをすることができません。

ウ 1回目入札書に工事内訳書を添付してください。

8 入札の取り止め等

予算執行者は、次の各号の一に該当する場合は、当該競争参加者を入札に参加させず、又は、当該入札を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(1) 競争参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるとき。

- (2) 入札公告に不備があり、競争参加者の公正な入札が行われないと認められるとき。
- (3) 入札等の執行に際して、天変地変、その他やむを得ない事由が生じたとき。

9 開札

- (1) 開札は、競争参加者が出席して行うものとします。この場合において、競争参加者が立ち会うことができないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。
- (2) 競争参加者は、開札に当り次のものを持参してください。
 - ア 再度入札用の入札書（2回目用）
 - イ 見積書（「11 随意契約の実施」用の2枚、様式は入札書に準じてください。）
 - ウ 印鑑
 - エ 身分証明書（運転免許証、健康保険証、社員証等）
 - オ 委任状（提出後に変更があった者）
 - カ 入札保証金を現金で納付した場合は、その領収書
- (3) 競争参加者は、開札時刻後においては、入札場に入場することができません。
- (4) 競争参加者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできません。
- (5) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去していただきます。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者

10 再度入札

9により開札した場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。ただし、競争参加者がひとりも開札に立ち会っていない場合は、別に定める日時において入札を行います。

- (1) 再度の入札をしてもなお予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、また同様とします。
- (2) 再度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、「11 随意契約の実施」により見積書の徴取を行います。

11 随意契約の実施

再度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格の入札者（複数単価契約にあつては、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低価格の入札者。以下見積においても同様とする。）から見積書の徴取を行います。

- (1) 見積書の徴取は、最低価格の入札者（同額で2者以上の場合はその全員）が立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別に定める日時においてこれを行います。
- (2) 見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、最低価格の見積者から2回目の見積書の徴取を行うものとし、予定価格の制限に達した見積がないときは、不落とします。

12 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とします。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 調達件名がない又は重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額のない又は記載が不明確な入札書
- (6) 代表者が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号（個人の場合は、本人（委任者）の氏名）、及び代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金等の額が6(4)による入札保証金に達しない場合の当該入札書
- (10) 入札公告において求められた経済上及び技術上の要件がある場合において、指定した期限までに要件等が認められなかった者の提出した入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

13 落札者の決定

- (1) 落札者は、次のとおり決定します。

有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとします。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が、これに代わってくじを引き落札者を決定するものとします。
- (4) 落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口答又は電話により通知するものとします。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。

14 契約保証金

契約保証金とは、落札者が契約の履行に当たりあらかじめ長野県に納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金は県に帰属します。

- (1) 落札者は、契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

なお、履行保証保険契約の場合で、本契約を締結しなければ保険契約の締結ができない場合は、保険契約締結後、直ちにその保険証券を寄託するものとします。

ア 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。

イ 当初設計額が100万円以上500万円未満の建設工事で落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。

- ウ 落札価格が 100 万円未満であり、落札者が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、別表に掲げるとおりとします。
 - (3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、落札価格の 10 分の 1 に相当する金額以上とする。
 - (4) 契約保証金等の納付方法は、6 の(5)のア及びイの定めを準用します。
 - (5) 落札者が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとします。
 - (6) 落札者が納付した契約保証金等は、この契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付するものとします。
 - (7) 契約保証金には、利子を付さないものとします。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定後 5 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければなりません。
- (2) 別添契約書（案）のとおりとします。
- (3) 落札者が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。
- (4) 予算執行者が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとします。

16 契約条項

別添契約書（案） 長野県建設工事事務処理規程に定める標準請負契約約款による。

17 支払条件

- (1) 前払金 原則として、契約金額の 4 割の範囲内で前金払をします。
- (2) 部分払 規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

18 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 47 号）第 2 に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第 3 に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

別記

1 入札参加資格審査書類提出先

(郵便番号) 381-8577

(所在地) 長野市大字下駒沢 618-1

(担当部署名) 長野県総合リハビリテーションセンター管理部総務課

2 入札保証金の納付証拠書等提出先

(郵便番号) 381-8577

(所在地) 長野市大字下駒沢 618-1

(担当部署名) 長野県総合リハビリテーションセンター管理部総務課

3 開札の日時及び開札の場所

(日 時) 令和3年8月31日(火) 午前11時

(所在地) 長野市大字下駒沢 618-1

(担当部署) 長野県総合リハビリテーションセンター 管理棟3階大会議室

4 入札に関する事務を担当する部局等の名称等

(郵便番号) 381-8577

(所在地) 長野市大字下駒沢 618-1

(担当部署) 長野県総合リハビリテーションセンター管理部総務課

5 本件に関しての照会先

(郵便番号) 381-8577

(所在地) 長野市大字下駒沢 618-1

(担当部署) 長野県総合リハビリテーションセンター管理部総務課

6 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札説明書を令和3年8月18日(水)から令和3年8月30日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで次の場所において供覧します。

(所在地) 長野市下駒沢 618-1

(担当部署) 長野県総合リハビリテーションセンター管理部総務課

(電話) 026(296)3953

別表 入札保証金又は契約保証金に代わる担保

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債債券金額	
イ	独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 項に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に劣る金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

別紙1

入 札 参 加 資 格 申 請 書

令和 年 月 日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長 様

申込人

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入札公告に告示された入札参加資格要件については、下記のとおりです。
これらの事項は事実と相違ありません。

記

- 1 調達件名 医療用ガス設備（酸素・窒素マニホールド）更新ほか工事
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札参加することができないとされた者でないこと。
- 3 入札参加資格登録番号及び資格総合点数
経営事項審査結果通知書（写し）
- 4 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 本業務に係る営業拠点
- 6 入札担当者
 - (1) 電話番号
 - (2) FAX 番号
 - (3) 担当者名

委 任 状

令和 年 月 日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名

印)

下記の権限を委任します。

記

- 1 調達件名 医療用ガス設備（酸素・窒素マニホールド）更新ほか工事
- 2 委任事項 入札及び見積に関すること。
- 3 受任者
 - (1) 住 所
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 職氏名及び使用印

入札保証金還付請求書

令和 年 月 日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

先に納付した下記の入札保証金を還付してください。

記

- 1 調達件名 医療用ガス設備（酸素・窒素マニホールド）更新ほか工事
- 2 請求金額 金 円
- 3 振込先口座番号
 - (1) 金融機関名
 - (2) 支店名
 - (3) 預金種別 普通・当座
 - (4) 口座番号

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名

印)

入札公告、入札説明書、仕様書を熟覧し、承諾の上で下記のとおり入札します。

記

1 調達件名 医療用ガス設備（酸素・窒素マニホールド）更新ほか工事

2 入札金額 金 円

※ 価格の総額について、消費税に係る課税業者者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

※ 1回目入札書には工事内訳書を添付してください。